

江府町規則第3号

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月31日

江府町長 白石祐治

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正する規則

江府町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年江府町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第16条 年次有給休暇の単位は、1日、<u>1時間又は15分</u>とする。</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 削除</p> <p>4 1時間<u>又は15分</u>を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分</p> <p>(2) 育児休業法第<u>12</u>条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数</p> <p>ア 育児休業法第<u>12</u>条第1項第1号 3時間55分</p> <p>イ 育児休業法第<u>12</u>条第1項第2号 4時間55分</p> <p>ウ 育児休業法第<u>12</u>条第1項第3号又は第4号 7時間45分</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合</p>	<p>(年次有給休暇の単位及び計算)</p> <p>第16条 年次有給休暇の単位は、1日<u>又は1時間とする。ただし、定年前提任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあつては、1日とする。</u></p> <p>2 <u>1時間を単位として使用した年次有給休暇を、日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。</u></p> <p>3 削除</p> <p>4 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分</p> <p>(2) 育児休業法第<u>10</u>条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数</p> <p>ア 育児休業法第<u>10</u>条第1項第1号 3時間55分</p> <p>イ 育児休業法第<u>10</u>条第1項第2号 4時間55分</p> <p>ウ 育児休業法第<u>10</u>条第1項第3号又は第4号 7時間45分</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第14条の別に定める場合</p>

は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(16) 略

(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認める場合1の年の6月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間

(18)～(22) 略

2～3 略

は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(16) 略

(17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認める場合1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(18)～(22) 略

2～3 略

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。